

◎新潟県告示第473号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、二級河川の指定（昭和41年4月1日新潟県告示第294号）を次のとおり変更する。

平成24年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 水系名 落堀川
- 2 河川名 堀川
- 3 変更に係る指定区間
左岸 胎内市築地字横枕898番3地先
右岸 胎内市築地字竹の花1095番2地先
以下舟戸川合流点に至る。
- 4 指定年月日
平成24年4月1日